

◆機械装置の移設費用



当社は、生産合理化のため集中生産を行うこととし、新工場へ機械装置を移設しました。

この移設に要した解体費、運賃、据付費等は、全額一時の損金として処理してよいでしょうか。



旧据付費及び解体費は損金に算入されますが、移設に要した運賃、据付費等は機械装置の取得価額に算入されます。

解 説

1 機械装置の移設費（解体費と移設費）

修繕費に含まれる解体費

一般に、機械装置の移設費は、解体費と移設費（荷造費、運搬費、保管料、据付費及び試運転費用が含まれます。）に区分されます。解体費は、解体によってその機械装置の効用を高めるものではありませんし、また、移設自体は資産の価値を高めるものではありませんので、通常の場合は、修繕費等としてその移設の時の損金として処理することが認められています（基通7-8-2）。

資本的支出となる移設費

しかし、その移設が、集中生産とか、立地条件の改築等のために行われるものである場合又はガスタンク、鍛圧プレスなどのように多額の据付費を要する機械装置の移設である場合には、その移設により機械装置の効用が増加し、あるいは据付費自体がその取得価額の重要な部分を占めることから、その移設費は資本的支出として機械装置の取得価額に含めることとされています。

移設費の損金算入

ただし、この場合、その機械装置の移設直前の帳簿価額に含まれている据付費（「旧据付費」といいます。）相当額及び解体費の額は損金に算入することができますし、また、移設費の合計額がその機械装置の移設直前の帳簿価額の10%に相当する金額以下であるときは、移設費をその

移設をした日の属する事業年度の損金に算入することとされています
(基通7-3-12)。

なお、主として新規の生産設備を導入するために、既存の生産設備を配置換えするような場合は、むしろ付隨的に発生したものであると考えられますので、これに要した移設費は支出時の損金に算入することが認められています(基通7-3-12注)。

2 ご質問の場合

ご質問の場合

ご質問の場合は、集中生産を行うための移設と考えられますので、解体費を除く移設費は原則として機械装置の取得価額に算入することになります。

なお、移設費が移設直前の機械装置の帳簿価額の10%以下であれば損金とすることができます。

(参考法令等) 法人税基本通達7-3-12・7-8-2

◆資本的支出と修繕費の例示



実務では、税務上の資本的支出と修繕費の区分について、原則的な考え方だけではその支出を判定することは、かなりむずかしいものと考えられます。

そこで、その区分について参考となる事例があれば説明してください。



実務上の便宜性を考慮し、その判断の参考とするため、取扱通達において、資本的支出及び修繕費について一般的な事例が示されています。

解説

資本的支出と修繕費の一般的な事例

一般的な事例 税法での資本的支出とされる金額の規定には、資産の時価の算定、修理又は改良等をしなかった場合の使用可能年数及び修理又は改良後の使用可能年数の測定等技術上かなりむずかしくなっています。

そこで、実務上の便宜性を考慮し、法人税基本通達において、次のとおり一般的な事例が示されています。

資本的支出の例示 (1) 資本的支出の例示

その資産の利用価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる部分に対応する金額が資本的支出となります。例えば次のような金額は、原則として資本的支出に該当します（基通7-8-1）。

- ① 建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額
- ② 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
- ③ 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち、通常の取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額

(注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たります。

修繕費の例示 (2) 修繕費に含まれる費用の例示

その資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産についてその原状を回復するために要したと認められる部分の金額が修繕費になります。

ます。例えば、①家屋又は壁の塗替え、②家屋の床の損傷部分の取替え、③家屋の畳の表替え、④損傷した瓦の取替え、⑤損傷したガラスの取替え又は障子、ふすまの張替え、⑥ベルトの取替え、⑦自動車、自転車等のタイヤの取替え等に要した金額は通常修繕費となります。さらに、次に掲げるような金額についても修繕費として取り扱うこととされています（基通7-8-2）。

- イ 建物の移えい又は解体移築をした場合（移えい又は解体移築を予定して取得した建物についていた場合を除きます。）におけるその移えい又は移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあっては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であって、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限ります。
- ロ 機械装置の移設（集中生産を行う等のための機械装置の移設費を除きます。）に要した費用（解体費を含みます。）の額
- ハ 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛りに要した費用の額を除きます。
 - (イ) 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合
 - (ロ) 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合
 - (ハ) 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合
- ニ 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額。ただし、その床上工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものである等明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除きます。
- ホ 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道又は砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額